

# 重要事項説明書

《特定（介護予防）福祉用具販売》

2024年04月01日現在

特定（介護予防）福祉用具の販売に当たり、当該事業所が説明すべき重要事項は、次の通りです。

## 1. 事業者の概要

事業者名称	宮園自動車株式会社
主たる事務所の所在地	東京都中野区中野1丁目50番5号
代表者職氏名	代表取締役 川村 泰利
電話番号	03(3362)7557

## 2. 事業所の概要

事業所名称	ケアプラザ・みやその
主たる事務所の所在地	東京都中野区中央3丁目13番11号MGビル302
事業所指定番号	1372004083
常勤職員氏名	本橋 徹（管理者）／小茂田 学／飯酒盃 忠志
電話番号/FAX	03(3362)7566/03(3362)6228
通常の事業の実施地域	中野区・杉並区・練馬区・新宿区・渋谷区・世田谷区・武蔵野市
受付時間	土・日・祝祭日を除く9:00から17:00まで

## 3. 事業所の職員体制

職種	保有資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者		1名		従業者の一元管理業務等
福祉用具専門相談員	介護福祉士	1名		福祉用具の相談、選定、調整、設置、保守点検等
	指定講習修了者	1名		
事務員		1名		事務作業全般

## 4. 営業時間

平日	9:00 から 17:00 まで
休業日	土曜、日曜、祝祭日
	12月30日から1月4日までの間
緊急時連絡先（平日・日中）	ケアプラザ・みやその 03(3362)7566
緊急時連絡先（休日・夜間）	福祉ハイヤー部 03(3362)6263

## 5. 事業目的及び運営方針

### 1. 事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な特定（介護予防）福祉用具（厚生労働大臣が定める福祉用具）を販売することを目的とします。

### 2. 運営の方針

- ①福祉用具専門相談員（以下「相談員」という）は、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じた尊厳のある自立した日常生活を営むことができるように要介護者等の心身の状況、希望、及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具選定の援助、取付け、調整等を行い、その機能訓練等に資すると共に、利用者を介護する者の負担軽減を図ります。
- ②事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス等との緊密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。
- ③相談員は、福祉用具貸与に関する必要な知識の修得、及び能力の向上など常に自己研鑽に努めます。

## 6. 提供するサービスの内容

### 1. 販売する福祉用具の内容、及び価格

事業者が販売する福祉用具の品種・品目及び価格は、「福祉用具販売明細」に記載の通りです。

### 2. 福祉用具専門相談員の禁止行為

福祉用具専門相談員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ①医療行為。
- ②利用者もしくはその家族等からの金銭・物品等の授受。
- ③利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供。
- ④サービス提供中の飲食・飲酒・喫煙。
- ⑤利用者若しくはその家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動。
- ⑥その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為。

## 7. 販売代金

### 1. 販売代金

介護保険の適用を受ける場合は、販売価格に介護保険負担割合証に記載の利用者負担割合を乗じた額が利用者負担額となります。但し、介護保険の適用がない場合や、介護保険での給付の範囲を超えた部分は全額が利用者の負担となります。

### 2. 料金の支払い方法

事業所は販売した翌月 15 日までに請求書を送付し、利用者は翌月末日までのお支払いです。

お支払い方法は、口座自動振替の他、現金又は指定口座への振込となります。（領収証は別途発行）

### 3. 交通費

- ①通常のサービス提供地域についての交通費は、無料です。
- ②それ以外の地域へのサービスは、従業者がお伺いするための交通費として実費を請求します。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の通りです。

- ・事業所から片道概ね 2 km 未満 無料
- ・事業所から片道概ね 2 km 以上 20 円 / キロ当たり

上記費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に説明し、同意を得るものとします。

## 8. 販売の記録

福祉用具販売の実施ごとに、販売日・納品日・種目・品名・販売価格・引渡し前の点検の有無について記録を行い、その記録は契約終了後2年間保存します。

## 9. 緊急時の対応

福祉用具専門相談員は、利用者宅訪問中に利用者の病状急変や怪我等が発生した場合は、利用者に対する応急処置、及び関係自治体・利用者の家族・利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、救急搬送の要請等必要な処置を講じます。又、事故の状況及び事故に際して執った処置について記録します。

## 10. その他事項

福祉用具の搬入に通常外の従業者やクレーン等を使用する場合は、その措置に要する費用を請求します。なお、通常の搬入の場合の費用負担はありません。

## 11. 秘密保持

1. 事業者及び事業者の使用する者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持義務は、契約中及び契約が終了した後、並びに従業者の退職後も継続します。
2. 事業者は、利用者の医療上緊急の必要がある場合は、医療機関等に利用者に関する身体等の情報を提供できるものとします。
3. 事業者は、前項に加えサービス担当者会議や医療機関等との連携調整において、利用者又はその家族等の情報を用いる場合は、予め書面による同意を得ます。

## 12. 福祉用具使用上の注意

1. 利用者は、福祉用具の仕様変更・加工・改造等を行うことは出来ません。
2. 利用者及び介護者等は、福祉用具について定められた使用方法、及び使用上の注意事項を遵守するものとします。

## 13. 衛生管理

1. 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
2. 事業所の設備及び備品について衛生的な管理に勤めます。
3. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

## 14. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行います。

## 15. 賠償責任

福祉用具の販売に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償致します。  
(当事業者は、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社と損害賠償保険契約を締結しています。)

## 16. 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

- (1) 相談・苦情に対応する常設の窓口等  
サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

東京都中野区中央3丁目13番11号MGビル302  
宮園自動車株式会社 介護サービス部  
電話 03(3362)6227  
受付時間 平日の午前9時～午後5時

☆次の公的機関に対しても、苦情申し出が出来ます。

東京都福祉局保険部介護保険課	電話：03(5320)4597
東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口	電話：03(6238)0177
中野区介護保険分野事業者指導 調整担当	電話：03(3228)8878
新宿区高齢者サービス課高齢者 相談係り	電話：03(5273)4593
練馬区保健福祉サービス苦情調 整委員事務局	電話：03(3993)1344
杉並区保健福祉部管理課保健福 祉支援係り	電話：03(3312)2111

- (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う為の処理体制・手順

- ① (1)に記載の相談・苦情窓口を苦情解決責任者とし、当事業所の「苦情対応マニュアル」に従い、誠意をもって円滑・円満な解決に努めます。
- ② 苦情の申出を受けた時は、福祉用具専門相談員は迅速に苦情申出人を訪問し、詳しい事実関係を聞き取りした上で、申出人の希望を踏まえた解決案を検討・決定して申出人に報告・説明します。
- ③ 福祉用具専門相談員による対応で苦情解決ができない場合は、苦情解決責任者が申出人との話し合いによる解決に努めると共に、必要に応じて社内苦情対応委員会を組織して苦情解決に当たります。

- (3) その他参考事項

- ① 苦情の受付から対応方法、及びその後の状況までの全過程を記録し、最低2年間保存します。
- ② 申出人が公的機関への報告、または公的機関からの助言や苦情解決過程において立会いを希望する場合は、速やかに報告すると共に管轄関係機関との連携を図ります。

福祉用具販売明細

種 目	品 名	価 格
腰掛便座（水洗ポータブルトイレ含む）		円
※自動排泄処理装置の交換可能部品		円
入浴補助用具		円
簡易浴槽		円
移動用リフトのつり具部分		円
合 計		円

※次の要件を全て満たすものに限りです。

- ・レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるもの
- ・要介護者又はその介護を行う者が容易に交換できるもの

年 月 日

特定（介護予防）福祉用具の販売に当り、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業所 所在地 東京都中野区中央3丁目 13 番 11 号 MG ビル 302

名 称 ケアプラザ・みやその

説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて、事業者から特定（介護予防）福祉用具販売についての重要事項の説明を受け、その内容について同意します。

利用者 住 所

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住 所

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

関 係 ( \_\_\_\_\_ )